

の住所、氏名を黒塗りにして開示したことは実態隠しではないのか。なぜ全面開示をしないのか。

町長　鬼北町情報公開条例第7条  
第2号の「特定の個人を識別することができるものの及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」という規定に基づき、非開示とする情報であると判断し、公文書の該当部分を黒塗りで開示した。町としては、事務事業を推進するうえで、疑問や不信感をもたれることのないよう真摯に取り組む姿勢を堅持しており、実態を隠すためとは全く考えていない。

第3セクターへの出資金、補助金の支出に係る公益性の説明責任について。

町長　公益上必要があるか否かは、地方公共団体の長および議会が個々の事例に則して認定しているが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならないことになつていて、町が寄附または補助を行うに当たつては、慎重に必要性および効果などについて検討を要することとされており、予算提案の際には、内部で十分に協議・検討を行つてゐる。

## 〈キジ事業の経営内容について〉

**町政および会社の責任者としての責任と義務について。**

町政および会社の責任者として、早期に計画達成ができるよう更なる努力をしていきたい。

キジ生産組織の構成数、生産者の推移、目標数変更の必要性について。

町長平成13年から1戸増加しており、現在数戸の農家から問合せがあり対応している。平成16年度から17年度にかけて台風や積雪などにより生産が伸び悩んでおり、販売は上向きではあるが目標に達していない状況にある。現在、国、県と協議をしながら達成目標の変更を検討しているが、最終的には目標の3万羽を目指したいと考えている。

施設ごとの業務内容について。

販売、「森の三角ぼうし」が小売、「グリーンファーム安森」が生産・小売であり、「鬼北きじ工房」については、農業公社の事業のうち、キジの処理・加工・販売を行つており他の部門と区別して運営して

**5千万円の出資による事業の改善について。**

**買い取り状況について。**

飼育生産量  
なつている。

飼育生産単価について。

**町長** 農家により差があるため平均の数値となるが、雑代が359円、餌代674円、原価償却費200円で計1,233円となつてゐる。あとは飼育に要した人件費になるが、条件によりかなり差がある。1施設の例を挙げると、1羽当たり328円となり、192円の利益となつてゐる。

**低温貯蔵施設での保管経費について。**

**町長** 貯蔵にかかる電気代が390万円余りであり、1羽当たり180円弱となる。

**衛生管理と表示などの明記について。**

**町長** 食品衛生責任者5名を配置し一般衛生管理マニュアルおよび殺菌マニュアルに基づいて作業しており、食品表示も行つてゐる。

**キジ事業に係わる職員の配置について。**

**町長** キジを含めた町の特産品に関わる広範な事務事業を推進するため地域振興課を本年度新設しており、職員は課長以下5名、生産流通係と事業係の2係で構成している。以前の職員配置は、産業課・生産流通係の職員2名について、勤務地を農業公社に変更し、農業公社の運営、管理、指導などに当たらせていた。

**法人に職員を配置してよいか。ま**

「キジの販売特許などについて」

町長 特許申請は、「熟成」・「急速凍結」・「長期保管」の3つの技術を組み合わせた申請を三嶋洋氏と鬼北町農業公社の共同出願のかたちで平成18年3月に行つており費用は折半で鬼北町農業公社分として22万2千円支出している。商標登録は、熟成キジ・鬼北熟成キジ・鬼北キジの3種類それぞれ19万8千円で、59万4千円の支払いを行つており、農業公社出願のため、平成18年度41万9千円の支出予定である。

熟成キジ肉商品全般が特産品として位置づけられており、特許商標登録することにより、鬼北町特産品として他の产地との区別を商品として売り出せることになる

**キジ肉を特徴な高級料亭** 調理  
**分野へ提供することについて。**

た、派遣職員の人事費については、  
町長 民法に基づく「社団法人農業公社」は、農作業の受委託など